

事務連絡  
令和4年7月11日

各  
国立大学医学部附属病院の本院  
公立大学医学部附属病院の本院  
私立大学医学部附属病院の本院  
御中  
防衛医科大学校病院

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（大学病院の本院等の  
宿日直取得許可等取得状況調査）の実施について（依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解ご協力賜り、感謝申し上げます。

令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制の適用が開始されることに向けて、厚生労働省では医師の働き方改革を推進しており、地域医療提供体制の維持に十分留意しつつ、令和6年4月までに各医療機関が必要な特定労務管理対象医療機関（連携B・B・C水準）の指定申請を行うことができるよう、各医療機関の取組状況を確認しながら、必要な支援につなげています。

この観点から、先般も、現時点での副業・兼業先を含めた労働時間の実態を確認するための調査（「大学病院等の時間外・休日労働時間についての調査（依頼）」（令和4年5月25日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡））にご協力いただき、ありがとうございました。

今後、各大学病院等において医師労働時間短縮計画の策定、医療機関勤務環境評価センターの評価受審及び特定労務管理対象医療機関（連携B・B・C水準）の指定申請等の対応を本格化していただく必要があります。これに伴う地域医療提供体制への影響について評価すべく、令和6年度に貴院で予定されている医師の時間外・休日労働時間の水準及び貴院からの医師派遣の状況について、今般、改めて調査を行うことといたします。

つきましては、別紙1の調査票（病院で1枚）をご回答いただくとともに、別紙2の調査票（診療科で1枚）を、各診療科に配布いただき、診療科ごとに記入の上、本年8月19日までに当課宛て回答をお願いします。

今回の調査では、別添1に示すとおり、指定予定の水準・派遣先の宿日直許可の取得状況等を確認させていただきますが、今後、労働時間短縮のための取組を踏まえた労働時間の短縮見込み等についても調査を予定しておりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、いただいたご回答は、関係省庁、都道府県及び一般社団法人全国医学部長病院長会議以外への提供は行いません（個別の病院が特定できない形で結果を公表する場合を除きます。）。

【照会・回答送付先】

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
メール（回答先） hatarakikata01@mhlw.go.jp  
電話（代表） 03-5253-1111  
主 査 瀧 翔哉（内線4406）  
江崎 哲史（内線4196）

## 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査(大学病院)

都道府県 (リストから選択)

貴院名 (リストから選択)

ご担当者

電話番号

メールアドレス

問 令和6年度に、貴院で予定されている医師の時間外・休日労働時間の水準に当てはまるものに○印を付けてください。(複数選択可。)

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. A水準   |
| <input type="checkbox"/> | 2. B水準   |
| <input type="checkbox"/> | 3. 連携B水準 |
| <input type="checkbox"/> | 4. C-1水準 |
| <input type="checkbox"/> | 5. C-2水準 |

- ※ A水準 下記の水準に当てはまらない医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年960時間)
- B水準 救急医療をはじめ、政策的に確保が必要な医療に従事する医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)
- 連携B水準 派遣されて複数の医療機関で働くことにより、地域医療の確保に必要な役割を果たす医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)
- C-1水準 希望する臨床研修医・専攻医に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)
- C-2水準 高度な専門技術の修得を目指す医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)

## ※ 時間外労働の上限規制について

令和6年4月から、診療に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります(A水準)。

医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働時間を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります(1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。)

## 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査(大学病院・診療科ごと)

都道府県 (リストから選択)

貴院名 (リストから選択)

診療科名

ご担当者

電話番号

メールアドレス

問1 貴科に所属するすべての医師について、自院での医師の時間外・休日労働時間を把握していますか。

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 把握している  |
| <input type="checkbox"/> | 2. 把握していない |

問2 貴科に所属するすべての医師について、自己申告の仕組みを設ける等の方法により副業・兼業先での労働時間数を把握していますか。

- |                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 勤務実績を把握している                 |
| <input type="checkbox"/> | 2. 勤務予定は把握しているが、勤務実績までは把握していない |
| <input type="checkbox"/> | 3. 把握していない                     |

問3 貴科に所属する医師のうち、副業・兼業先を含めた年間時間外・休日労働時間数が現時点で1,860時間を超えるのは何人ですか。

\_\_\_\_\_人

※ 前回の調査でご回答いただいた内容から変更がない場合は、同じ回答でも差し支えありません。

※ 副業・兼業先の労働時間は自己申告で差し支えありません。

※ 1か月の時間外・休日労働時間を12倍する等により換算してご回答いただいて差し支えありません。

※ 宿日直について、宿日直許可が得られていない又は得られているかが不明な場合は全て労働時間としてください。

問4 貴科を主たる勤務先とする医師が非常勤(週に数日などの頻度)で勤務している、全ての副業・兼業先の医療機関(派遣先の医療機関)の宿日直業務について、それぞれ以下をご回答ください。

①派遣先の医療機関名

夜間・休日等に宿日直業務(日中の外来は含まない。)を行う医療機関名

②頻度(診療科単位)

診療科単位で、派遣先の医療機関で宿日直業務を行う頻度を週あたりの回数又は月あたりの回数で記載してください。

例：A医師とB医師がそれぞれ隔週で勤務する場合：週1回

C医師が毎週勤務する場合：週1回

D医師とE医師がそれぞれ週1回勤務する場合：週2回

F医師が隔週で勤務する場合：月2回

③宿日直許可の状況

宿日直許可の取得・申請状況について派遣先の医療機関にご確認いただき、許可取得済み/許可申請中/許可申請の準備中/許可申請予定なしから状況を選択してください。

①派遣先の医療機関名	②頻度(診療科単位)	③宿日直許可の状況
	宿直 _____ 回/週又は _____ 回/月 日直 _____ 回/週又は _____ 回/月 宿日直 _____ 回/週又は _____ 回/月	(リストから選択) (リストから選択) (リストから選択)
	宿直 _____ 回/週又は _____ 回/月 日直 _____ 回/週又は _____ 回/月 宿日直 _____ 回/週又は _____ 回/月	(リストから選択) (リストから選択) (リストから選択)
	宿直 _____ 回/週又は _____ 回/月 日直 _____ 回/週又は _____ 回/月 宿日直 _____ 回/週又は _____ 回/月	(リストから選択) (リストから選択) (リストから選択)
	宿直 _____ 回/週又は _____ 回/月 日直 _____ 回/週又は _____ 回/月 宿日直 _____ 回/週又は _____ 回/月	(リストから選択) (リストから選択) (リストから選択)
	宿直 _____ 回/週又は _____ 回/月 日直 _____ 回/週又は _____ 回/月 宿日直 _____ 回/週又は _____ 回/月	(リストから選択) (リストから選択) (リストから選択)